

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ファーストリテイリンググループは、時代と社会に調和し、継続的に成長する「世界NO. 1のアパレル小売企業グループ」を目指しており、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの円滑な関係を維持し、コーポレートガバナンスの強化を図ることで、企業価値の維持、向上に努めています。

当社はコーポレートガバナンス体制強化の一環として、2005年11月に委任型執行役員制度を導入し、取締役会の経営監督機能と執行役員による業務執行機能を明確に分離するとともに、経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図りました。また、取締役の過半数(5名中3名)を社外取締役とし、監査役も社外監査役が多数を占める(5名中4名)ことで、経営や業務執行の監視機能を強化し、経営の透明性と客観性を確保しています。

経営会議体としては、取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定するほか、経営会議を毎週開催することで、経営戦略や業務計画の実行・見直しを迅速に行う体制を確立しています。

また当社は、取締役会の機能を補完し、よりスピーディーな意思決定を行うため、各種委員会を設置しています。

各委員会の役割と活動

人事委員会

社外取締役を委員長とし、取締役、執行役員、グループ会社の代表取締役の選任、解任、業績評価や報酬などについて、取締役会へ提案・推薦を行います。

CSR委員会

CSR担当執行役員が委員長となり、CSR方針、環境保全、社会貢献活動、コンプライアンス、ダイバーシティ(多様性)などについて討議しています。また、社外の有識者や社外監査役も委員とし、客観的な意見を取り入れています。「全商品リサイクル活動」「ダイバーシティ」「生産工場の労働環境モニタリング」「環境保全」などの議案について、活発な討議を重ねています。

リスクマネジメント委員会

リスク管理全般の方針、手法、及びモニタリングの実施状況について審議しています。委員には、取締役のほか、法務担当執行役員、財務担当執行役員、及び株式会社ユニクロ取締役COOが参加しています。

開示委員会

東京証券取引所(東証)への情報開示責任者を委員長とし、事業や財務状況の「適時、公正で公平かつわかりやすい情報開示」による経営の透明性を高めることを目的に、委員会を開催しています。東証への適時開示事項、及び株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断された場合の東証への任意開示事項の決定をしています。開示内容については、当社ウェブサイト日本語・英語で掲載しています。

IT投資委員会

IT投資について経営レベルで意思決定することで、システムの資源配分を最適化し、業務変革を推進しています。委員会では、IT投資予算の報告や、IT投資の妥当性、及び個別案件の投資効果などの検証を、第三者機関も参加して行っています。

コードオブコンダクト委員会

FRコードオブコンダクトの違反事例についての対応や審議、及びホットライン(通報・相談総合窓口)の運用に関する助言を行っています。委員長は、CSR担当執行役員が務め、委員・オブザーバーとして、監査役、顧問弁護士などが参加しています。

企業取引倫理委員会(株式会社ユニクロ)

優越的な地位を利用して取引先企業(生産工場・納入業者など)に不当な圧力をかけるといった行為を、未然に防止することを目的としています。委員長はCSR担当執行役員が務め、委員・オブザーバーとして、監査役、顧問弁護士などが参加しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
柳井 正	28,297,284	26.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,113,600	6.71
野村證券株式会社	5,780,025	5.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,328,500	5.02
柳井 一海	4,781,808	4.51
柳井 康治	4,780,600	4.51
有限会社Fight&Step	4,750,000	4.48
有限会社Mastermind	3,610,000	3.40
ピー・エヌ・ピー・パブリック証券会社	3,063,224	2.89
ドレスナー・クラインオート証券会社	2,352,500	2.22

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

8月

業種	小売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているアパレルブランド「theory(セオリー)」を展開する株式会社リンク・セオリー・ホールディングス（以下、「LTH社」）の発行済み株式の32.3%を保有しており（平成20年8月末現在、当社100%子会社2社の保有分も含む）、持分法適用関連会社としております。当社からは、LTH社との経営情報交換等を目的として、当社取締役2名をLTH社取締役として派遣しております。当社は、LTH社とは事業上の取引はなく、LTH社は、独立して事業を推進しております。なお、LTH社については、100%子会社化することを目的に、LTH社株式の公開買付を実施する旨を平成21年1月28日に発表しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
半林 亨	他の会社の出身者				○				○	
服部 暢達	学者				○				○	
村山 徹	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
半林 亨	元 ニチメン株式会社 代表取締役社長 ユニチカ株式会社 監査役 前田建設工業株式会社 取締役 株式会社ジョイント・コーポレーション 社外取締役	長年大手総合商社トップとして、アパレル小売業界全体に精通しており、アパレル関連事業にて事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者であると判断したため。
服部 暢達	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科客員教授 みらかホールディングス株式会社 取締役	米系大手投資銀行での経験を経て、現在はM&A(企業合併・買収)等を専門に研究しており、今後M&Aにて事業拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者であると判断したため。
村山 徹	アクセント株式会社 取締役会長 早稲田大学総合研究機構客員教授	米系コンサルティング会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しいものと判断したため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

取締役会は、重要な意思決定を行うとともに、代表取締役と執行役員との業務執行を監督する機能を果たしています。過半数の社外取締役を選任することにより、広い分野から専門性が高く客観的な助言を得ています。半林亨氏は長年大手総合商社のトップとしてアパレル小売業界全体に精通しています。服部暢達氏は米国大手投資銀行での経験を経て、現在は一橋大学大学院国際企業戦略研究科の客員教授であり、M&Aの専門的な知識を有しています。また、村山徹氏は米国系コンサルティング会社のトップおよび早稲田大学総合研究機構の客員教授であり、経営に関する知識と経験が豊富です。2008年8月期に開催された取締役会では、年度予算や決算の承認を始め、「バーニーズの買収申し込み」「グループの中期戦略・計画」「国内ユニクロの課題」「ユニクロの海外展開」「ビューカンパニーの公開買付による完全子会社化」「ワンゾーン・ジーユー・ビューカンパニーの3社統合」「靴・低価格衣料事業の戦略」「グローバルブランド事業の成長戦略」「内部統制システムの整備」などについて討議しました。特に、グループの成長に重要なM&Aについては、取締役が関係者から十分な説明を受け、複数回にわたって討議を重ね、取締役会で決定を行うことを常としています。この期は18回の取締役会を開催し、取締役の出席率は90%以上でした。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会において、四半期、通期の決算毎に、会計監査人より、監査体制、監査計画、並びに決算を含む監査実施状況の報告を受け、質疑応答や討議を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社のグループ監査部より監査役会に対し、年度や長期の監査計画や監査体制を報告し了承を得ているほか、グループ企業の監査実施内容を適宜報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
安本 隆晴	公認会計士				○				○	
清水 紀彦	学者								○	
渡邊 顯	弁護士				○				○	
太田 穰	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
安本 隆晴	安本公認会計士事務所 所長 アスクル株式会社 監査役 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス 監査役 中央大学専門職大学院国際会計研究科特任教授	公認会計士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しい者であると判断したため。
清水 紀彦	一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 日本精糖株式会社 監査役 ヤマハ発動機株式会社 監査役	過去には大手コンサルティング会社役員として、また現在は大学教授として、多数の企業分析等を実施するなど、経営等に関する知識・経験に富んでおり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しい者であると判断したため。
渡邊 顯	成和明哲法律事務所 代表 ジャパンパイル株式会社 取締役 前田建設工業株式会社 取締役 株式会社角川グループホールディングス 監査役	過去の企業再建(法的整理管財人)業務などを通じた弁護士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性等を監督するに相応しいものであると判断したため。
太田 穰	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 慶應義塾大学法科大学院 講師	企業法務の実務経験も有するなど、弁護士としての知識・経験と、経営等に関する知識が豊富であり、当社取締役の業務執行の適法性を監督するに相応しいものであると判断したため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役役割は、取締役の職務の執行を監督することにあります。また、監査役は委員もしくはオブザーバーとして各委員会に出席し、議事についての妥当性・適正性を確認するとともに、助言・提言を行っています。監査役会は5名で構成され、うち4名が社外監査役(注)です。社外監査役の安本隆晴氏は公認会計士、清水紀彦氏は一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授、渡邊顯氏と太田穰氏の両氏は弁護士であり、それぞれの立場から専門的かつ客観的な意見を述べています。2008年8月期に18回開催された取締役会への監査役の出席率は90%以上、13回開催された監査役会への出席率は90%以上でした。

(注)会社法第2条第16号に定める社外監査役

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

グループの委任型執行役員に対するインセンティブ報酬として、中長期の経営目標に連動した制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、決算短信、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、有価証券報告書、決算短信、事業報告に全取締役の総額を開示しております。
(ご参考)
平成20年8月期 有価証券報告書、決算短信、事業報告における開示: 取締役報酬324百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポート体制については、社外取締役ならびに社外監査役が、その必要性を求めた場合、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など補助者として相応しい者を任命することとしております。現状では、グループ法務部が事務局となってサポートを行っております。また、社外取締役や社外監査役の求めに応じ、執行部門の責任者ならびに担当者が、適宜説明や情報提供を行っているほか、必要に応じた取締役会議案の事前説明や、経営会議などの重要意思決定会議体の議案内容を報告するなどの情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題は取締役会にて決定しており、取締役5名(弁護士1名)のうち3名は社外取締役を登用することで、意思決定の公平性や透明性の向上を図っております。また、取締役会に常時参加する監査役5名(公認会計士1名、弁護士2名)のうち4名は社外監査役であり、取締役の職務遂行並びに意思決定の適法性を監査しております。また、委任型執行役員制度の導入により、経営と執行の責任体制の明確化を図っております。常勤取締役及び執行役員を構成メンバーとし、常勤監査役をオブザーバーとする経営会議を週次で実施し、主として日常の業務執行に関わる事項の意思決定を行っております。なお、重要な事項については必要に応じて取締役会に報告・提案しております。内部監査体制につきましては、グループ監査部を設置するとともに、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図るため、グループ法務部内にコンプライアンスチームを設置することで、内部牽制体制の強化を図っております。会計監査の状況については、以下の通り平成20年8月期有価証券報告書にて開示をしております。
監査法人名: 新日本監査法人
公認会計士氏名: 園マリ、坂田純孝、田中宏和

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社決算期は8月であり、他社と比較し、総会集中日を回避した形となっています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期毎にアナリスト説明会を実施し、ホームページ上でも決算説明会の模様(録画)を動画、またはテキストで閲覧できるようになっております。 当社ホームページ IR情報 日本語版 http://fastretailing.com/jp/ir/ 英語版 http://fastretailing.com/eng/ir/	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料、アナリスト説明会での説明資料、刊行物(アニュアルレポート(日本語版・英語版)、有価証券報告書、ファクトブック、ビジネスレビュー)等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を情報開示責任者とし、その下に情報開示担当部署である「グループIR部」を設置し、専任担当(部長含む)4名が、日常のIR活動に従事しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	幅広いステークホルダーの利益と調和を取らなければ、持続可能な成長はないと考えております。コーポレート・ガバナンスの確立に加え、遵法精神および誠実な仕事の仕方の全社的な浸透を図るために、株主、お客様、お取引先といったあらゆるステークホルダーに対し、全従業員が守るべき行動基準「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」を策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動・CSR活動としては、環境への配慮(株式会社ユニクロにおける全商品リサイクル活動、瀬戸内オリーブ基金等)、従業員ひとりひとりが生きがいを思っている職場づくり(株式会社ユニクロにおける障がい者雇用推進、女性活用推進、地域限定正社員制度等)、地域や社会への貢献(緊急災害支援活動、「スペシャルオリンピックス日本」支援活動等)をはじめとして、さまざまな取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記CSR活動等については、当社ホームページでの情報提供を実施しており、2006年度よりCSRレポートも発行しており、外部への情報発信も強化しております。 当社ホームページCSR情報 日本語版 http://www.fastretailing.com/jp/csr/ 英語版 http://www.fastretailing.com/eng/csr/

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、事業活動の基本方針を定めた経営理念及び、企業倫理・コンプライアンスの基本姿勢を定めた「ファーストリテリンググループ コードオブコンダクト」(以下「FRコードオブコンダクト」という。)の徹底を図るとともに、適法、適性且つ効率的な事業活動を行い、財務諸表の信頼性の確保、及び企業情報の開示における統制及び手続きを確立します。また、これらを担保するために、当社による客観的な内部監査を実施するとともに、ファーストリテリンググループ(以下「FRグループ」)として定期的にリスク分析を行い、そのリスク管理に取り組みます。

内部統制システム構築に関する取締役会決議事項の概要

内部統制システム構築に関する取締役決議の概要は以下の通りです。

1. 取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び執行役員(以下総称して「取締役等」という。)は、自ら経営理念、当社コードオブコンダクト(以下「FRコードオブコンダクト」という。)、及びその他の会社内部規定を遵守し、当社グループ全体における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行する。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて当該各規定の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。

ロ. 当社は、コンプライアンスの責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー(Chief Compliance Officer)を任命するものとし、チーフコンプライアンスオフィサーは、当社及び当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

ハ. 監査役は、経営の意思決定の適法性を確保するため常に取締役会に出席するものとし、取締役等に対して適宜意見を述べる事が出来るものとする。また、取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告するものとする。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役等は、当社従業員が、経営理念、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙を当社従業員に行い、これを遵守させるものとする。

ロ. 当社は、執行部門から独立した監査部門としてグループ監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として、グループ法務部内にコンプライアンス専任チームを設置する。

ハ. 取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告するものとし、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告するものとする。

ニ. 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システム(以下「ホットライン」という。)を整備する。

ホ. 社外の有識者、社外監査役(公認会計士)、取締役(うち弁護士1名含む。)、執行役員等で構成されるCSR委員会では、当社グループ全体のコンプライアンス体制や、社会・環境活動などについて議論を行い、CSR活動への提案を行う。

また、弁護士資格を通する社外監査役、顧問弁護士、常勤監査役、執行役員等を委員とする「FRグループ コード・オブ・コンダクト委員会」を設置し、当社グループ全体におけるFRコードオブコンダクトの遵守と、これに抵触するような言動を未然に防ぐための啓発活動を推進するとともに、当社グループで発生した個別案件の審議を行う。

なお、ホットラインについては、当社グループ各社へ導入と定着をはかっていく。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る以下の文書については、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証拠として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、法令上要求される保管期間中は閲覧可能な状態を維持していけるよう整備する。

- ・株主総会議事録と関連資料
- ・取締役会議事録と関連資料
- ・取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- ・その他重要な使用人が主催する重要な会議の議事録と関連資料

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社及び当社グループ各社に対して、直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社及び当社グループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、見直し、その管理体制を整えるものとする。

ロ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめるものとする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、3名の社外取締役が出席する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。当社及び当社グループ各社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に代表取締役を議長として構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念及びFRコードオブコンダクトを当社グループすべてに適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、当社グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営理念については、当社グループ経営管理基本方針を定め、子会社管理規程に従い、当社による決裁及び当社への報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役等は、当社グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告するものとする。

ロ. 当社グループ各社の取締役等は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国における企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上の問題があると認めた場合には、グループ監査部、グループCSR部またはグループ法務部に報告するものとする。報告を受けたグループ監査部、グループCSR部またはグループ法務部は直ちに監査役、代表取締役、及びチーフコンプライアンスオフィサーに報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員等に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役等からの独立性を確保するものとする。

ロ. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役等及び従業員が監査役の報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役等及び従業員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び従業員に対して報告を求めることができるものとする。

ロ. 当社は、経営理念及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役は、監査役に対する取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

特にございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございません。

ファーストリテイリングのコーポレートガバナンス (2008年8月31日現在)

